

指定通所介護事業所 蓬萊会デイサービスセンターみま 重要事項説明書

(令和6年6月更新)

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第3671800385号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目 次◆◇

1. 事業所経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）	6
6. 個人情報の取り扱いと守秘義務	6
7. 身体拘束・虐待防止に向けた体制	8
8. ハラスメント対策	8
9. サービス提供中における事故発生時の対応	8
10. 非常災害への対応	8
11. 業務継続に向けた取り組みの強化	8
12. 苦情の受付について（契約書第24条参照）	9
13. 第三者評価の実施状況について	9

1.事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 蓬萊会
(2) 法人所在地 徳島県阿波市阿波町北整理1番地1
(3) 電話番号 0883-35-6085
(4) 代表者氏名 理事長 大塚 忠廣
(5) 設立年月日 昭和54年10月22日

2.事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成15年 4月 1日指定
徳島県3671800385号

※ 当事業所は、以下の選択的サービスを実施しています。

- ① 入浴介助サービス ② 個別機能訓練サービス（I）イ
③ 認知症サービス

- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的とし、通所介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 蓬萊会デイサービスセンターみま
(4) 事業所の所在地 徳島県美馬市美馬町字高畑8番地1
(5) 電話番号 0883-63-6077
(6) 施設長（管理者）氏名 北岡 博貴
(7) 開設年月日 平成15年 4月 1日
(8) 通常の事業の実施地域 運営規程に準ずる
(9) 営業日及び営業時間 9時00分～17時00分

営業日	月～土	(12月30日～1月3日 休業)
受付時間	月～土	9時00分～17時00分
サービス提供時間	月～土	9時30分～15時30分

(10)利用定員 25人(1日定員)

3.職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	
1.施設長(管理者)	1名	※兼務有
2.介護職員	3名以上	※兼務有
3.生活相談員	2名以上	※兼務有
4.看護職員	1名以上	※兼務有
5.機能訓練指導員	1名以上	※兼務有

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1.介護職員	勤務時間： 8時30分～17時30分
2.看護職員	勤務時間： 9時30分～12時00分
3.機能訓練指導員	勤務時間： 12時00分～15時30分

4.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

(1)利用料金が介護保険から給付される場合があります。

(2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

☆選択的サービスについては、選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所とご利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

<サービスの概要>

☆共通サービス

ご利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて送迎・食事・排泄などの必要な介助を行います。

①送迎 心身等の状況に応じた移動介助、車両を使用します。

②食事 食事の準備・介助を行います。

③排泄 排泄の介助を行います。

☆選択サービス

①入浴介助サービス

入浴介助を行います。寝たきりや車イスを利用されている方でも、機械浴槽を使用して入浴することができます。

②個別機能訓練サービス（I）イ

利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助いたします。

③認知症サービス（1日につき）

看護職員又は介護職員の規定員数に加え、常勤換算で2以上の職員を確保し、認知症介護に係る専門的な実習・研修を終了した者を配置した体制で、厚生労働大臣が定める、日常生活に支障を来す恐れのある症状や行動が認められる認知症の人にサービスを実施します。

<サービス利用料金(1回あたり)>（契約書第8条参照）

要介護度に応じたサービス利用料金の各利用者の負担割合に応じた額をお支払いください。

基本サービス (通常規模事業所)					(単位数)
要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料 (6時間以上7時間未満)	584	689	796	901	1,008
利用料 (5時間以上6時間未満)	570	673	777	880	984
利用料 (4時間以上5時間未満)	388	444	502	560	617
利用料 (3時間以上4時間未満)	370	423	479	533	588
中山間地域等加算					

通常の事業実施地域を越えてサービスを受けた場合、下記の料金が上記に加算されます

(基本サービスの5%)					(単位数)
要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料 (6時間以上7時間未満)	29	34	40	45	50
利用料 (5時間以上6時間未満)	29	34	39	44	49
利用料 (4時間以上5時間未満)	19	22	25	28	31
利用料 (3時間以上4時間未満)	19	21	24	27	29
【加算】					

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます (単位数)

加算の種類	加算の要件	加算額
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	40
個別機能訓練加算 (I) イ	機能訓練を行った場合 (1日につき)	56
認知症加算	認知症利用者へのサービスを提供した場合 (1日につき)	60
サービス提供体制加算 (I)	介護職員を常勤換算し、介護福祉士の割合が70%以上配置 (1日につき)	22
サービス提供体制加算 (II)	介護職員を常勤換算し、介護福祉士の割合が40%以上配置 (1日につき)	18
科学的介護推進体制加算	当該加算要件に該当 (1月につき)	40

介護職員等処遇改善加算（I）	介護職員等の処遇改善の取組をある一定の条件で行っている場合。令和6年6月より、特定処遇改善加算とベースアップ等支援加算を含む3つが一本化	1000分の92	
ADL維持加算（I）	当該加算要件に該当 (1月につき)	30	
ADL維持加算（II）		60	
【減算】			
以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます		(単位数)	
送迎減算	通所介護事業所と同一建物に居住されている方（1日につき）	減算額	94
	事業所が送迎を実施しない場合（片道）につき	減算額	47

(単位数：円)

☆ 要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事提供費 提供する食事に係る費用です。

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12時00分～13時00分 料金：1回あたり550円

② レクリエーション・クラブ活動

希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

※利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 事業所外活動

当事業所で企画した事業所外への旅行及び行事等に、希望により参加していただくことができます。※利用料金：実費相当額

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者に日常生活に要する費用で本人負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下の方法でお支払い下さい。

原則として、預貯金口座より自動引き落としとなっております。

5. 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

（1）利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

（2）利用予定日の前日まで申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料の10% (自己負担額相当額)

（3）サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議いたします。

6. 個人情報の取り扱いと守秘義務

事業所及びサービス従事者は、関係法令に基づき、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。サービスを提供にあたって、知り得たご利用者、ご契約者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。ただし、医療上また、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に心身等の情報を提供します。

その他、サービス利用者に対して提供する介護サービスが、より妥当適切なものとなるよう、サービス利用の期間中に限り、個人情報をサービス担当者会議等において用いることがあります。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 事業所内部での利用目的

①施設がご利用者等に提供する介護サービス

- ・介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために、実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ・サービス提供においてかかりつけ医等に意見・助言を求める場合
- ・その他サービス提供で必要な場合
- ・上記事項に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

②介護保険事務

③介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・利用内容等の管理
- ・会計、経理
- ・介護事故、緊急時等の報告
- ・当該利用者の介護サービス向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

①事業所がご利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ・居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・サービス提供においてかかりつけ医等に意見・助言を求める場合
- ・行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ・ご家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

- ・保険事務への委託（一部委託含む）
- ・審査支払い機関へのレセプト提出
- ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 事業所内部での利用に係る利用目的

①事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護予防サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・事業所等において行われる学生等への実習への協力
- ・事業所に置いて行われる事例研究等

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

①事業所の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

7. 身体拘束廃止・虐待防止に向けた体制

施設は、身体拘束廃止や虐待発生の防止に向け、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を選任し委員会活動を設け、対応方法等を協議検討していきます。

- ・身体拘束廃止・虐待防止検討委員会を設置。その責任者は管理者とします。
- ・身体拘束廃止・虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、身体拘束廃止や虐待防止のための指針策定、身体拘束や虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。
- なお当委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。
- ・職員は、年2回以上、身体拘束や虐待発生の防止に向けた研修を受講します。
- ・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに身体拘束廃止・虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

8. ハラスメント対策

施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

9. サービス提供中における事故発生時の対応

(契約書第15条・16条・17条)

事業者は、利用者に対するサービスの実施にともなって事故が発生した場合は、速やかに契約者及び関係者(当該保険者及び担当居宅介護支援事業者)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

ただし、契約者又は利用者に利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じができるものとします。

10. 非常災害への対応

事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

11. 業務継続に向けた取り組みの強化(BCP)

(1) 感染症対策の強化

事業者は、感染症の発生及びまん延等防止に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容に取り組みます。

- ・業務継続に向けた計画等の策定、感染症対策の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)を実施して感染症発生時に対応できるように取り組みます。

(2) 災害発生時の対応強化

事業者は、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容に取り組みます。

- ・業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施して災害発生時に対応できるように取り組みます

12. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] デイサービス 生活相談員 中瀬 瑞穂

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9時00分～17時00分

○電話番号 0883-63-6077

○FAX番号 0883-63-6066

(2) 行政機関その他苦情受付時間

近隣市町村 介護保険担当窓口	美馬市の方は、美馬市長寿・障がい福祉課（電話：52-5605） つるぎ町の方は、つるぎ町長寿介護課（電話：62-3113） 吉野川市の方は、吉野川市長寿生きがい課（電話：0883-22-2222）
徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課	所在地：徳島市川内町平石若松78-1 電話番号 088-665-7205 FAX 088-666-0228
徳島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：徳島市中昭和町1丁目2番地（県立総合福祉センター3F） 電話番号 088-611-9988 FAX 088-611-9995

13. 第三者評価の実施状況について

- ・実施の有無(なし)
- ・実施した直近の年月日(なし)
- ・実施した評価機関の名称(なし)
- ・評価結果の開示状況(なし)

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

蓬莱会デイサービスセンターみま

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意いたしました。

尚、事業所から個人情報の取り扱いに関する説明を受け、指定通所介護サービスの提供の契約期間において下記ご利用者及びご契約者・ご家族の個人情報を、その利用目的の必要範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

ご利用者 住所

氏名

代理人（ご家族） 住所

氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものであります。

※令和元年 8月 1日：施設長変更に伴い施設長名を更新

※令和元年 10月 1日：消費税増税・処遇改善新加算による単位数変更に伴い更新

※令和3年 4月 1日：法改正による単位数変更に伴い更新

※令和3年 6月 22日：理事長変更に伴い理事長名を更新

※令和4年 10月 1日：介護報酬の改定に伴い更新

※令和5年 1月 5日：第三者評価の実施状況について追加、更新

※令和5年 7月 1日：施設長変更に伴い施設長名を更新

※令和6年 3月 11日：介護報酬の改定に伴い更新

※令和6年 5月 23日：介護職員等処遇改善加算の変更に伴い、内容を一部更新